

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 2 四半期）

デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	24年度(あ)第591号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行担当者から、融資の提案と同時に、金利上昇リスクをヘッジするための商品として本件契約の提案を受け、締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から、提案書等にもとづき詳細な説明を受けておらず、本件契約の内容、リスク等を理解することができなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の融資の検討の際に、金利上昇リスクのヘッジを目的として本件契約を提案したところ、A社が興味を示したため、締結に至った。 ・当行担当者は、A社の決算書及び聴取により、ヘッジ対象となる借入金額を把握したが、客観的資料による確認までは行っていない。 ・当行担当者は、A社に対し、提案書を用いて本件契約の内容を丁寧に説明した上で、A社から記名押印を受けた。その際、A社から、本件契約の内容を理解している旨の発言を受けており、A社は本件契約の内容及びリスク等について十分理解していたと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月18日及び同年5月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握が不十分であったこと、及び本件契約の内容を理解させるだけの説明が十分に尽くされたかどうか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年8月 20 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第648号
申立ての概要	優越的な地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引の解約要求

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・B銀行からの融資と並行して、金利変動リスクのヘッジを目的とした本件契約を勧誘され、B銀行担当者から融資と本件契約が一体である旨の説明を受けたため、やむを得ず本件契約の締結に至った。 ・B銀行担当者から何度かデリバティブ取引について説明を受けていたが、本件契約とは取引内容が異なっていた。本件契約については一度しか説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者はA社への融資に当たり、金利変動リスクヘッジを目的としてデリバティブ取引を勧誘したところ、A社から将来的な金利固定化ニーズが示されたため、数年後から取引が開始される契約内容の本件契約を勧誘し、締結に至った。 ・当行担当者がA社に、本件契約と融資が一体であるなどと説明した事実はない。 ・当行担当者は、A社社長本人に対し、説明資料を用いて本件契約の内容について丁寧に説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、融資と本件契約が一体であるとA社に誤認させるような勧誘が行われた可能性を否定できないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん原案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年8月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第693号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、仕入商材の価格変動リスクをヘッジするために、本件契約を締結した。 ・しかし、実際の仕入額からすれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金については十分な説明を受けないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社が商材の仕入価格の上昇リスクをヘッジしたいとの意向を聴取し、リスクヘッジニーズが存在することについてA社との間で認識を共有した

	<p>上で、本件契約を提案し、締結に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、仕入商材の仕入額についてはA社社長からの聴取のみに依拠し、客観的な資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、本件契約に係るA社の財務耐久性を検証し、問題がないものと判断した。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年6月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ比率及び財務耐久性の検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年9月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第702号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行担当者から融資とともに本件契約の提案を受け、B銀行との付き合いを考え、締結に至った。当社は、本件契約の締結により、B銀行の融資枠を増加できると考えていた。 ・本件契約の取引金額が過大であると考え、当社から取引額の引下げを要請したが、B銀行担当者は当社の意向を聞き入れなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスク等について一通りの説明を受けたこと、また、本件契約の締結により損失が生じる可能性があることをある程度理解していたことは認める。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社に対し、融資とともに本件契約を提案したところ、A社が興味を示したことから、本件契約の締結に至った。 ・当行担当者は、直近の借入明細書及び聴取により 本件契約のヘッジ対象を確認し、ヘッジ比率に問題がないことを確認した。 ・当行担当者は、A社から、本件契約の取引額の引下げに係る要請を受けていない。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、B銀行はA社に対し、融資とともに本件契約の提案を行い、短期間のうちに、本件契約の提案から締結に至っていることに鑑みると、検討期間として十分とはいえず、やや拙速であったといわざるを得ないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年8月6日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	24年度(あ)第792号
申立ての概要	優越的な地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・B銀行担当者から、本件契約の提案を受けたが、借入金利の上昇リスクをヘッジするニーズはなかったため、断ったところ、B銀行担当者から、「本件契約は以前行った融資取引の条件である」との発言があったため、やむを得ず本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容を理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者はA社社長から、借入金利の上昇リスクのヘッジについて相談を受けたため、本件契約を勧誘し、締結に至った。 ・当行担当者は、A社社長に対し、説明資料を用いて本件契約の内容について丁寧に説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約が融資取引の条件ではないことは説明資料に明記されており、当行からも複数回確認しているため、A社が本件契約を融資取引の条件と誤認したことはないものと考えている。また、当行担当者が、本件契約は以前行った融資取引の条件であると発言した事実はない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年9月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第14号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行担当者から、融資の提案と同時に、変動金利の上昇リスクをヘッジするための商品として本件契約の提案を受け、締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の提案書等にもとづき詳細な説明を受けておらず、本件契約の内容及びリスク等について理解することができなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の融資実行に目処がついた段階で、A社の借入状況を確認した上で、金利上昇リスクのヘッジを目的として本件契約を提案したところ、A社が興味を示したため、締結に至った。 ・当行担当者は、A社に対し、提案書を用いて本件契約の内容を丁寧に説明していること、A社は過去に関連会社で本件契約と同種のデリバティブ取引を締結した経験があることから、本件契約の内容等について理解していたものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の内容等を理解させるだけの説明が十分に尽くされたかどうかについて疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年8月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第37号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、仕入商材の価格変動リスクを負っていたことから、当社にリスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・しかし、当社の仕入規模からすれば、本件契約は過大な取引であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について詳細な説明を受けておらず、本件契約の内容及びリスクについて十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社から仕入価格の上昇を販売価格に転嫁することができない旨を聴取していたこと、過去に当行で締結した同種のデリバティブ取引の終了時期が迫っていたことから、本件契約を提案し、締結するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、ヘッジ対象額をA社社長からの聴取により把握した上で、ヘッジ比率の検証を行い、問題ない水準であることを確認した。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて説明を行った上で、契約書等に記名押印を受けたこと、及びA社には当行で同種の契約を締結した経験があることから、A社は本件契約の内容を十分理解していたものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年7月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年8月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25年度(あ)第60号
申立ての概要	優越的地位の濫用等により締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行に申し込んでいた融資の交渉の際に、B銀行担当者から本件契約の提案を受けた。当社は、本件契約の締結が融資の条件と考え、やむを得ず締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から提案書にもとづき一通りの説明を受けたものの、契約期間等の条件等について説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社に対して、金利変動リスクのヘッジを目的として本件契約を提案したところ、A社が前向きな意向を示したことから、本件契約の締結に至った。 ・本件契約の締結に先立ち、当行担当者は、決算書及び試算表等により本件契約のヘッジ対象を確認し、ヘッジ比率に問題がないことを確認した。 ・当行担当者はA社に対し、提案書を用いて本件契約の内容について説明を行った上で、契約書に記名押印を受けた。その際、本件契約が融資取引と独立した契約であることについて十分説明を行っている。 ・当行担当者は、A社の意向を踏まえ、期間等の契約条件を決定した。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年8月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。

	・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
--	---

以 上